

JEMAI環境ラベルプログラム  
(カーボンフットプリントコミュニケーションプログラム)

カーボンフットプリント  
製品カテゴリールール認定規程

制定：平成 27 年 5 月 1 日

文書管理番号：CR-06-01

一般社団法人産業環境管理協会

## 第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人産業環境管理協会（以下「協会」という。）が運営管理する「カーボンフットプリントコミュニケーションプログラム」（以下「CFPプログラム」という。）における、「カーボンフットプリント製品カテゴリールール」(Carbon footprint of Products - Product Category Rule)（以下「CFP-PCR」という。）の認定について定めるものである。

(CFP-PCR 認定の概要)

第2条 CFP-PCRとは、製品種別のCFP算定とCFP宣言の基本ルールである。CFP算定はライフサイクルアセスメント手法に基づいて行われる。ライフサイクルアセスメント手法はあらゆる製品に適用可能な包括的な手法であり、調査の目的や対象とする製品ごとに算定や報告に求められる条件が異なる。それゆえ、プログラムの信頼性を保つためには、製品種別の特性に応じてCFP算定・宣言のルールを詳細化し、そのルールの透明性や公平性を保つことが重要である。

- ② CFP-PCRは、利害関係者に対しどのような条件で算定を行っているか情報提供すること、コミュニケーションの内容についての理解を向上させること、同時に、CFP算定・宣言およびその検証を行う際の労力を軽減することを目的としている。
- ③ 新たな製品種別のCFP-PCR認定を希望する事業者は、個社またはCFP-PCR原案策定ワーキンググループにおいて、CFP-PCR原案を策定し、協会の定める手続きにより同原案のCFP-PCRとしてのレビューを受けなければならない。
- ④ 認定されたCFP-PCRはCFPウェブサイトを通じて公表され、CFP宣言を希望する事業者が使用することが可能となる。

(CFP-PCRに関する要求事項)

第3条 CFP-PCRに関する要求事項については、「CFP-PCRに関する要求事項」に定める。

(CFP-PCR認定判断基準)

第4条 CFP-PCR認定判断基準については、「CFP-PCR認定判断基準」に定める。

(CFP-PCR認定手順)

第5条 CFP-PCR認定手順については、「CFP-PCR認定手順」に定める。

## 第2章 CFP-PCR の策定および認定

### 第1節 CFP-PCR の策定および認定

(CFP-PCR原案の認定申請)

第6条 CFP-PCR原案の認定を希望する事業者は、個社またはCFP-PCR原案策定ワーキンググループ（以下「WG」という。）において、CFP-PCR原案を策定する。WGは、複数の関係者によるグループまたは業界団体によって構成される。

- ② 認定希望事業者を代表し、協会との連絡、調整等に当たる者（以下、「申請代表者」という。）は、CFP-PCR認定申請書とCFP-PCR原案を協会に提出する。

（協会による調整等）

第7条 協会は、必要に応じ、事業者等に対し、以下の事項を含む調整等を指示することができる。

- （1）他の認定CFP-PCR（申請中のものを含む）との整理
- （2）他の事業者等のWGへの参加

（CFP-PCR認定申請書）

第8条 CFP-PCR認定申請書には、以下の事項が明確にされていなければならない。また、CFP-PCR認定申請書で求められる同意事項（著作権の譲渡、情報の利用、協会への協力等）への同意が表明されなければならない。

- （1）CFP-PCRが対象とする製品種別
- （2）認定希望事業者等の構成（企業名等）
- （3）申請代表者の連絡先

（CFP-PCR原案の意見公募）

第9条 協会は、申請代表者からのCFP-PCR認定申請書とCFP-PCR原案の提出を受け、CFP-PCR原案の意見公募を行い、広く一般の意見を募ることとする。また、意見に対する回答の作成及び意見を踏まえたCFP-PCR原案の修正等は、原則として認定希望事業者が行う。

（CFP-PCR レビューの基本的考え方）

第10条 CFP-PCR レビューにおいては、CFP-PCR 原案を、関連規程との適合性の観点から確認する。

（CFP-PCRレビューアによるレビュー）

第11条 協会は、登録レビューアの中から原則1名のCFP-PCRレビューアを選任する。CFP-PCRレビューアは認定希望事業者により作成されたCFP-PCR原案をレビューする。

（レビューパネルによる確認・最終判定）

第12条 レビューパネルは、CFP-PCRレビューアのレビュー結果を基に確認を行い、当該案件のCFP-PCR認定にあたっての最終判定を行う。

(CFP-PCR認定に関する判定結果の通知)

第13条 協会は、CFP-PCR レビューに関する判定結果を、申請代表者に通知する。

## 第2節 認定された CFP-PCR の取扱い

(認定CFP-PCRの著作権)

第14条 認定されたCFP-PCR (以下「認定CFP-PCR」という。)の翻案権等のすべての著作権は、協会に帰属するものとする。

(認定CFP-PCRの公表)

第15条 認定CFP-PCRは、CFPウェブサイトを通じて公表されるものとする。

(認定CFP-PCRの有効期限)

第16条 認定CFP-PCRの有効期限は、5年とする。ただし、有効期限までの間に認定CFP-PCRが改訂された場合においては、改訂後のものを有効とする。

(認定CFP-PCRの管理)

第17条 認定CFP-PCRの管理は、協会が行う。認定CFP-PCRに係る一切の意見の窓口は全て協会に対応する。

(認定CFP-PCRの改訂)

第18条 認定 CFP-PCR の改訂を希望する事業者は、有効期間に関わらず、当該認定 CFP-PCR の改訂原案を協会へ提出し、認定 CFP-PCR の改訂申請をすることができる。

② その他、認定 CFP-PCR の改訂については、第1節及び第2節の規定に準ずる。

(協会による認定CFP-PCRの見直し)

第19条 協会は、認定後1年以上、当該CFP-PCRを用いたCFP検証の実績がない場合、新たな技術の反映が必要な場合、および他の認定CFP-PCRとの整理やその他の理由により認定CFP-PCRの見直しが必要と判断した場合は、関係者との協議を経て、有効期間にかかわらず随時見直すことができる。

## 第3章 レビューパネルおよび CFP-PCR レビューア

(レビューパネルの設置)

第20条 協会は、「CFP-PCRの認定(改訂を含む)」に関する最終判定を付託するため、レビューパネルを設置する。レビューパネルの事務処理等は、別途定める「レビューパネル設置・運営規程」による。

(CFP-PCR レビューアの登録および指名)

第21条 協会は、「CFP-PCR の認定（改訂を含む）」に関する CFP-PCR レビューを付託するため、登録レビューアの中から CFP-PCR レビューアを選任する。CFP-PCR レビューアに関する規定は「登録レビューアの登録・評価規程」に定める。

#### 附則

本文書は平成27年5月1日から施行する。

訂番	年月日	頁	内容
01	平成27年5月1日	-	制定 エコリーフとの一体運営化の見直しに基づき、旧カーボンフットプリント製品種別基準（CFP-PCR）認定判断基準（C-06-02）を改訂の上、新規文書管理番号（CR-06-01）で制定。基本文書に従いPCRの和名を製品種別基準から製品カテゴリールールに変更。